



目 次

告 示	ペー	ジ
○保安林の指定予定に係る通知の掲示 (2件) (治山林道課)	1	
○道路の区域変更 (道 路 課)	2	
○道路の供用開始 (")	2	
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2	
公 告		
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・ 男女共同参 画課) (6・23掲示)	2	
○社団法人全国公営住宅火災共済機構の 平成21年度の経営状況の公表 (管 財 課)	2	
○平成22年度職業訓練指導員試験の実施 (雇用労働政 策課)	2	
○土地改良事業の計画変更の認可 (中村 市後川左岸土地改良区) (農業基盤課)	3	
その他		
○平成22年度行政書士試験の実施 (法 務 課)	3	

告 示

高知県告示第429号

平成22年6月高知県告示第367号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村下分126番屋敷
イ 氏名
筒井 音次
 - (2)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村下分123番屋敷

- イ 氏名
川村 征露
- (3)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村下分566番地
イ 氏名
筒井 昌保
- (4)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村100番屋敷
イ 氏名
筒井 専吉
- (5)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村上分188番屋敷
イ 氏名
伊藤 隆義
- (6)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村
イ 氏名
筒井 丑之助
- (7)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村
イ 氏名
山中 林次
- (8)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村91番屋敷
イ 氏名
筒井 保清
- (9)ア 登記簿記載の住所
吾川郡上八川村津賀谷19番屋敷
イ 氏名
隅田 鐵次
- (10)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村下分935番地
イ 氏名
大山 作吉
- (11)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村下分623番地
イ 氏名
筒井 作馬
- (12)ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村下分1700番地
イ 氏名
筒井 照實
- 2 保安林に指定する予定の通知の要旨
 - (1) 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水下分字藤ノトヲ東浦107、1917、1918の

- 2、字中野1832の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・
期間及び樹種について

高知県告示第430号

平成22年6月高知県告示第375号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村川渡5370番地
イ 氏名
鎌倉 徳太郎
 - (2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村川渡4639番地2
イ 氏名
吉田 嘉吉
 - (3)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村川渡46番屋敷
イ 氏名
竹本 百治
 - (4)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村森2577番地ロ
イ 氏名
農本 利一
 - (5)ア 登記簿記載の住所
高岡郡長者村長者14番屋敷
イ 氏名
古味 広恵
 - (6)ア 登記簿記載の住所
大阪市港区音羽町二丁目16番地
イ 氏名
吉田 保
- 2 保安林に指定する予定の通知の要旨
 - (1) 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町川渡字屋敷後4469、4470、11799から11803
まで、11805
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年7月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柳瀬越知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町黒原字林ノ下2345番1から高岡郡佐川町黒原字池田340番1まで	前	9.2 ? 37.8	460
	後	8.7 ? 36.1	460

高知県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年7月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柳瀬越知
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡佐川町黒原字林ノ下2345番1から高岡郡佐川町黒原字池田340番1まで	460	平成22年7月6日

高知県告示第433号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成22年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市町西野字カノ丸	2067番2	6.01	24.00	
	2067番4	6.02	38.85	
	2067番5			
	2067番6			
	2067番9			
	2068番8			
	2096番2 2093番25			

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年6月23日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年6月23日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成22年6月23日	特定非営利活動法人こうちサポートネットウィン	山波 嘉律雄	高知市 棧橋通 三丁目 26番29 号 港 ビル1 F東2	この法人は、若者たちの学習指導、進路支援、体験学習、心のケア、生き方への支援、子どもの権利保障の拡大と福祉の増進、若者の社会参画に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成21年度の経営状況を次のとおり公表する。

平成22年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 事業実績	
加入都道府県市区町村会員数	688
加入戸数	881,650戸
共済委託契約金額	7,868,731,286千円
火災共済掛金	1,066,939千円
被災戸数	242戸
火災共済給付金	283,274千円
特定給付金	16,644千円
復興建築助成戸数	126戸
復興建築助成金	61,551千円
住宅災害見舞戸数	641戸
住宅災害見舞金	37,740千円
住宅防火施設整備補助会員数	211
住宅防火施設整備補助金	107,891千円
2 貸借対照表（平成22年3月31日現在）	
(1) 資産の部	
ア 流動資産	687,983千円
イ 固定資産	
(ア) 特定資産	
a 異常危険準備金資産	2,913,967千円
b その他特定資産	1,702,454千円
(イ) その他固定資産	366,320千円
資産合計	5,670,724千円
(2) 負債の部	
ア 流動負債	609,680千円
イ 固定負債	3,042,682千円
負債合計	3,652,362千円
(3) 正味財産の部	
正味財産合計	2,018,362千円
負債及び正味財産合計	5,670,724千円

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成22年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成22年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

<p>1 試験を実施する職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。</p> <p>2 試験の免除 省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。</p> <p>3 受験資格 (1) 当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限る。 (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。 ア 成年被後見人又は被保佐人 イ 禁錮以上の刑に処せられた者 ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者</p> <p>4 試験日時 平成22年9月12日(日)午前10時から</p> <p>5 試験場所 高知市布師田3992-4 高知地域職業訓練センター</p> <p>6 受験手続 (1) 受験申請書類 ア 受験申請書 イ 履歴書 ウ 受験資格を証する書類の写し エ 写真(申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載し、受験申請書及び写真票にはり付けること。)2枚 (2) 受験申請書類の提出期間 平成22年8月2日(月)から同月20日(金)まで なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成22年8月20日付けの消印のあるものまで受け付ける。 (3) 受験申請書類の提出先 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県商工労働部雇用労働政策課 (4) 受験手数料 3,100円(高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはり付けること。) なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。 (5) 受験票 受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。</p> <p>7 合否判定の基準</p>	<p>学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の点がある場合は、合格とする。</p> <p>8 合格発表 平成22年10月4日(月)に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。 また、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/)において、合格者の受験番号を公表する。</p> <p>9 その他 (1) 受験申請書は、高知県商工労働部雇用労働政策課において交付する。 (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、あて先を明記の上、140円切手をはった返信用封筒(定形外)を添えて、高知県商工労働部雇用労働政策課に申し込むこと。 (3) 受験手続等について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課(電話番号088-823-9765)に問い合わせること。</p> <p>~~~~~</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、中村市後川左岸土地改良区の土地改良事業(維持管理)の計画変更を平成22年6月24日に認可した。 平成22年7月6日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>----- そ の 他 -----</p> <p>行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る平成22年度行政書士試験を次のとおり実施する。 平成22年7月6日 財団法人行政書士試験研究センター理事長 木寺 久</p> <p>1 試験期日 平成22年11月14日(日)午後1時から午後4時まで</p> <p>2 試験場所 高知市城北町1-14 高知県立高知小津高等学校</p> <p>3 試験の科目及び方法 (1) 試験の科目 ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題) 憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成22年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。</p>	<p>イ 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題) 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解</p> <p>(2) 試験の方法 ア 試験は、筆記試験による。 イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式による。 記述式は、40字程度で記述するものを出题する。</p> <p>4 受験手続 (1) 郵送による受験申込み ア 受付期間 平成22年8月2日(月)から同年9月3日(金)まで イ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター 受験願書と併せて配布する封筒(あて先は、印刷済み)により簡易書留郵便で郵送すること(平成22年9月3日付けの消印のあるものまで受け付ける。) ウ 提出書類 受験願書一式 エ 受験手数料 7,000円 受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。 オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所 (ア) 郵送配布 a 配布期間 平成22年8月2日から同月27日(金)まで b 配布請求方法 郵送を希望する場合は、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角2号)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、次のあて先まで郵送で請求すること(平成22年8月27日までに必着すること。) 名称 財団法人行政書士試験研究センター 住所 郵便番号100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留 (イ) 窓口配布 a 配布期間 平成22年8月2日から同年9月3日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 b 配布場所 (a) 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階 財団法人行政書士試験研究センター</p>
---	---	--

<p>(b) 高知市上町一丁目1-11-201 高知県行政書士会</p> <p>(c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー</p> <p>(d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所</p> <p>(e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所</p> <p>(f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所</p> <p>(g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所</p> <p>(h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知県幡多福祉保健所</p> <p>(2) インターネットによる受験申込み</p> <p>ア 受付期間 平成22年8月2日午前9時から同月31日(火)午後5時まで 受付期間の最終日(平成22年8月31日)は、午後5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中(入力中)であっても申込みができなくなる。また、受付期間の最終日は、混雑することが予想されるため、余裕をもって申し込むこと。</p> <p>イ 受験申込画面への入力 財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(http://gyosei-shiken.or.jp)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。</p> <p>ウ 受験手数料 7,000円</p> <p>エ 受験手数料の払込方法</p> <p>(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード(受験を申し込む者本人名義のものに限る。)による決済のみとなること。</p> <p>(イ) 利用することができるクレジットカードは、VISA、Master又はUCとなること。</p> <p>(ウ) いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しないこと。</p> <p>5 特例措置の実施 身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあるので、受験申込みに先立ち、必ず7の「試験に関する問い合わせ先」に相談すること。</p> <p>6 合格発表の日時及び方法</p> <p>(1) 合格発表の日時</p>	<p>平成23年1月24日(月)午前9時</p> <p>(2) 合格発表の方法</p> <p>ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に掲示するとともに、高知県公報及び財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(http://gyosei-shiken.or.jp)に đăng載する。</p> <p>イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。</p> <p>7 試験に関する問い合わせ先 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階 財団法人行政書士試験研究センター 電話番号03-5251-5600</p>	
---	---	--